

Ⅱ 用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- (2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

事業内容が不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

派遣従業者のみの事業所

いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2 異動状況別事業所

・存続事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成18年事業所・企業統計調査で調査された事業所をいう。

また、商業・法人登記等の行政記録で新たに把握した事業所のうち、平成18年以前に開設した事業所も存続事業所とする。

・新設事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成18年事業所・企業統計調査以降に開設した事業所をいう。

・廃業事業所

平成18年事業所・企業統計調査で調査された事業所のうち、平成21年経済センサス基礎調査で把握されなかった事業所をいう。

3 経営組織

国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区など)をいう

民営

国及び地方公共団体以外をいう

・個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

・法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

・会社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のものまたは会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

- ・ **会社以外の法人**

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

- ・ **法人でない団体**

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

4 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額または販売額の多いもの）により分類した。原則として、日本標準産業分類(平成14年3月7日総務省告示第139号)によるが、一部の小分類項目については分割したものも小分類に含めて表章している。

5 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与含む）を支給されていない人は含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されなくても従業者とする。

- ・ **常用雇用者**

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1カ月を超える期間を定めて雇用されている人または平成21年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

- ・ **派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）**

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

6 別経営の事業所からの派遣従業者

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

7 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。「従業者」から「別経営の事業所への派遣従業者」を除き、「別経営の事業所からの派遣従業者」を含めて「事業従事者」とする

8 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

9 本所・支所の別

・単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

・本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらのすべてを統括している事業所をいう。

本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。

・支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮などもふくまれる。